高額療養費制度のご案内

ひと月に医療機関へ支払った医療費が高額になった場合、所得に応じて定められた自己負担限度額を超えた分が払い戻される制度です。

詳しい手続き方法やご不明な点があれば、加入されている健康保険の保険者までお問い合わせください。

※入院時の食事負担額や保険外負担分（差額ベッド代等）は対象外。

【70歳未満の方】

（2026年8月から）

区分	所得	月単位の上限額	年間上限額
ア	標準報酬月額 83万円以上	270,300円 ＋ (総医療費 － 901,000円) × 1% 【140,100円】	168万円
イ	標準報酬月額 53～79万円	179,100円 ＋ (総医療費 － 597,000円) × 1% 【93,000円】	111万円
ウ	標準報酬月額 28～50万円	85,800円 ＋ (総医療費 － 286,000円) × 1% 【44,400円】	53万円
エ	標準報酬月額 26万円以下	61,500円 【44,400円】	53万円
オ	低所得者 （住民税非課税）	36,900円 【24,600円】	29万円

【70歳以上の方】

（2026年8月から）

区分	所得	月単位の上限額	年間上限額
現役並 所得Ⅲ	標準報酬月額 83万円以上	270,300円 ＋ (総医療費 － 901,000円) × 1% 【140,100円】	168万円
現役並 所得Ⅱ	標準報酬月額 53～79万円	179,100円 ＋ (総医療費 － 597,000円) × 1% 【93,000円】	111万円
現役並 所得Ⅰ	標準報酬月額 28～50万円	85,800円 ＋ (総医療費 － 286,000円) × 1% 【44,400円】	53万円

区分	所得	通院（月額）	通院（年間）	入院（月額）	年間上限額
一般	標準報酬月額 26万円以下	22,000円	216,000円	61,500円 【44,400円】	53万円
低所得者Ⅱ	住民税非課税	11,000円	96,000円	25,700円 【24,600円】	29万円
低所得者Ⅰ	住民税非課税	8,000円		15,700円	18万円

※【】内は多数該当。1年間に3回以上、上限額に達した場合、4回目以降は「多数該当」となり、上限額が下がります

【70歳以上の方の自己負担限度額について】

※1：3割負担の方は資格確認書を提示し、オンラインでの確認に同意をいただいた場合は自己負担限度額までの支払となります（マイナ保険証をご提示される場合は、資格確認書の提示は不要）。

※2：所得区分が住民税非課税の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要となる場合があります。